

Neko-Dasuke <http://www.nekodasuke.net>Dobutsu-Net <http://www02.so-net.ne.jp/~tamaco/>

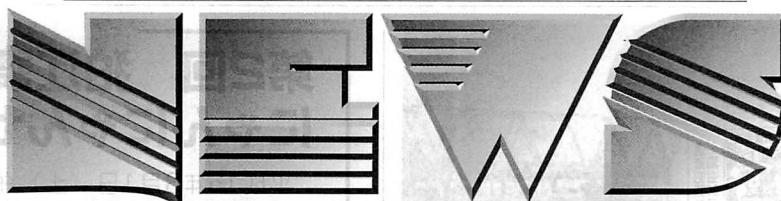
平成15年1月17日（金）、佐世保市の小学校4年生の教室で、自然愛「犬や猫などの生き物の命を大切にしよう」をテーマに、道徳の研究授業が、ゲストティーチャーを招き、いつもの時間割を延長して行われ、他校の先生も視察に参加されました。

児玉小枝さんの「動物たちのレクイエム」と「明るい老犬介護」の写真も展示されました。

「動物のいのちを軽んじる今の大人たちや、世界を変えていけるのは、子どもたちだと思い、教育の現場で生命の尊さをきちんと、真剣に教えてくれる先生方が増えてくれれば良いのに……」と考えていた、「個人で動物愛護活動をしている佐世保市内の人」がゲストティーチャーです。

ゲストティーチャーの個人活動は、「元飼い猫であろう猫たちの食餌の世話と不妊手術、排泄物拾い、ゴミ捨て場の掃除。署名集めなど」で、「猫が好きだから」です。「保護した子猫が、愛情と栄養で、痩せ汚れた姿から見違えるような姿になった時、町で見かけるのら達のことまでもが気になり始め」、そして「そのほかの、のら猫達も同じに違いない」「何かしたい」と思い、「今していることを始めた」でした。

「動物も生命がある。動物が嫌いでもいい、それは悪いことじゃない。けれども、いじめたりすることは決してしないで。皆と同じ生命を持つことを忘れないで欲しい。これから色々な授業で、動物の命について勉強することを聞きました。多くのことを調べて、やさしさを身につけ、小さなことでもいい、できることを始めてみてください」…などを、子どもたちに伝えました。

いのちに
やさしい
まちづくり

黒板には、もとの飼い主がセンターでの致死処分を決めた、「殺すための理由」も書き出されました。

子どもたちからの、「署名集めをした、動物愛護センターとはどういうものですか?」という質問に、「私達の希望は、最終処分場を併設しない収容施設と考えています。と簡単過ぎる答えしかできませんでしたが…(意図は伝わったかな?)。」…と、ゲストティーチャーは、ホームページにコメントしています。

(※ホームページアドレス

http://www.h3.dion.ne.jp/~i_kakipi/diary/guestteacher/guest_teacher.htm)

長崎県は猫の処分数が二年連続全国最多。うち6割を長崎市と佐世保市で占めています。「佐世保の子だからこそ、猫や犬に対する思いやりの心を育てることが急務ではないか?」、とお考えになられた小学校の先生が、ホームページを検索し、ゲストティーチャーに「なぜこのような取り組みをされているのか、いまどのような活動をされているのか、小学生に伝えたいこと、などを教えていただきたい」などと、メールでやり取りしたこときっかけでした。

動物愛護の普及や啓発では、動物と隣り合わせで暮らす地域の、環境・福祉・建設・住宅・保健医療・公益事業やそのほかのさまざまな種類の専門行政の間で、お互いの垣根を取り払い、連携しながら、警察や消防などとも情報交換に努め、教育の現場で、身につく指導の実行が望まれています。

大きくニュースにとりあげられることはなかつた小学校の教室での出来事ですが、「ビッグニュース」です。



「動物愛護」の普及と啓発



捨てねこ違反の再発予防計画進行中

平成14年12月、河原で小学生たちが仔ねこを養っていたので、新しい飼い主を探しました。

でも、ここは有数の捨てねこスポット。

そこで、捨てねこ違反は重大な犯罪であることを、最寄りの警察本署に相談しました。

警察からは、「河原を管理する国土交通省へもお話しをしてみたら?」とお口添えをいただき、看板には「区・警察・管理者の3者連名がいいのでは?」とのことでした。

国土交通省のご担当からは、「表示する内容さえ決まれば、看板の数本ぐらいなら無理なことではない」と、うれしい進展です。

早速、表示する内容のデザイン案を届けました。

数日後には、河原の5箇所にポスター看板が立てられました。

法律違反の罪人を作ることが目的ではありませんが、小さいのちを捨ててはいけません。

これからは、パトロールの際にも重点地区に加わります。

捨てねこ違反通報看板の新設アイデア例 (jpeg画像32k)
http://www.asahi-net.or.jp/~jz6m-dmn/nekodasuke/images/ara_kanban.jpeg

看板は5箇所に設置されました。 (jpeg画像96k)
http://www.asahi-net.or.jp/~jz6m-dmn/nekodasuke/images/nao_kanban.jpeg

ねこヘルパーの活動報告
 キ・マ・マ・日・記事ホームページ
http://www.asahi-net.or.jp/~jz6m-dmn/nekodasuke/kimama_nikki_10.html

第2回 狛江調布にゃんにゃんセミナー

平成15年3月1日（土）午後1時より、東京都狛江調布保健所講堂（京王線調布駅徒歩10分）で、「飼い主のいない猫との共生モデルプランセミナー」が開催されます。（入場無料）

同保健所が主催し、ねこだすけや地域の市民グループが協働しています。ご参加は、同保健所食品・獣医衛生係、電話0424-84-2123まで、直接お申し込みください。

市民が主体的に取り組むことにより、人と動物とのすてきな共生をはかります。

※ストレスをさけるため、愛護動物の入場はできません。

狛江調布保健所ホームページ

<http://www.kenkou.metro.tokyo.jp/komaechofu/index.html>

狛江調布にゃんにゃんセミナーホームページ

<http://www.nekodasuke.net/komacho.html>

世界では、わんにゃんの毛皮も流通されています。

海外でかけたヘルパーさんが、訪れた国々で動物愛護の姿を視察しました。

スイスの新聞 "Le Matin" 紙には、現地のアニマルシェルターを訪問したときに取材をうけた、インタビュー記事が掲載されました。

その際に、動物保護団体SOS CHATSや、ベルリブ財団、Animal Network（ドイツ）などや、そのほかの組織も共同して、署名活動を展開していました。

アジアの国々では、毎年何百万もの犬とねこが皮をはがれ、その毛皮は欧米をはじめとする世界の国々に輸出されています。このような非人道的な行いに、中止を求める声が高くなっています。

●犬・ねこの毛皮反対署名へ

ご協力依頼のホームページ
<http://www.dobutu.net/againstfur.htm>

En Suisse pour l'amour des chats

Holmrique (NE)
 Patrick Di Lenardo

PROTECTION DES ANIMAUX

Au Japon, les pratiques d'élevage sont extrêmement sévères. Mais les animaux sont plutôt individualistes et, dès que quelqu'un s'ennuie pour les autres, ils trouvent cela bizarre, souligne Yukiyo Kameyama, qui a importé pour ce jeune femme de 33 ans qui couvre pour la protection des chats dans l'empire du Soleil levant. Elle s'est également rendue à Hong Kong, au fond de l'Asie, et à Val-de-Travers pour assister au travail effectué par l'association SOS-Chats.

Yukiyo est bénévole au sein de

l'association Neko-Dasuke (Aide aux chats), qui combat le surmenage des chats et tente à travers tout le Japon.

Neko-Dasuke tente d'enrayer

le problème des chats errants sur le

plan national, en menant des campagnes de stérilisation et de vaccination.

Il y en a de plus, souligne la jeune fille.

L'opération était cependant, les

propriétaires d'animaux n'étaient



YASUKO KAGAMIMURA Décidée à créer un refuge pour animaux au Japon, la jeune femme est venue en

Suisse pour s'inspirer du travail effectué par SOS-Chats, dont fait partie Tomi Yamakoshi (à droite).

refuge pour chats, pour s'inspirer de l'activité quasi inexistante au Japon.

«Quand je suis revenue au Japon, j'ai retrouvé les services de santé

et les réserves de sécurité pour les chats. C'est pourquoi je suis venue en Suisse,

pour voir comment fonctionne un

réfugié pour chats, pour s'inspirer de l'activité quasi inexistante au Japon.

«Quand je suis revenue au Japon, j'ai retrouvé les services de santé

et les réserves de sécurité pour les chats. C'est pourquoi je suis venue en Suisse,

pour voir comment fonctionne un

réfugié pour chats, pour s'inspirer de l'activité quasi inexistante au Japon.

«Quand je suis revenue au Japon, j'ai retrouvé les services de santé

et les réserves de sécurité pour les chats. C'est pourquoi je suis venue en Suisse,

pour voir comment fonctionne un

réfugié pour chats, pour s'inspirer de l'activité quasi inexistante au Japon.

«Quand je suis revenue au Japon, j'ai retrouvé les services de santé

et les réserves de sécurité pour les chats. C'est pourquoi je suis venue en Suisse,

pour voir comment fonctionne un

東京都の地域ねこ計画 モデル地区に追加認定!!

ねこにも命があるものだという考えが、平成11年に東京都動物保護管理審議会から答申されたことをうけて、同13年から始まった、東京都の地域ねこ計画モデルプラン（飼い主のいない猫との共生モデルプラン）に、世田谷・チームS L Pが新たに認定されました。

都のプランに協調した市区町村が、主体となる市民グループや地域住民と協働して実行し、人とねこの共生をめざす、総括的な愛護動物対策です。

このようなプランを、まだ行政施策に取り入れていない、千葉県市川市でも、同様の計画の推進を求める活動を、地域のヘルパーが行っています。

任意団体から、 特定非営利 活動法人へ…

社会の活性化も目的に、国が推進しているNPO法にもとづいて、動物愛護ネットワークKOCHIが、「NPO動物ネットこうち」に組織変更することを、高知新聞が報道しました。（平成15年2月14日付夕刊）

地域ねこは、「外で飼っている猫」ではありません。

さまざまな行政担当者、住宅管理担当者の方とお話をしますが、この活動にご理解をなかなかいただけない場合の共通項が一つあります。

「一応ペット禁止ですから、外で猫を飼われても困るんです」と、ご理解している方が多数です。

「地域ねこ」或いは「外猫」さんは「個人が飼っている猫ではない」ということを、なんとしてもご理解いただくことが大変重要です。

ここをご理解いただきませんと、その先は何をお話ししても、絶対に噛み合いません。

逆にこのポイントさえ分かっていただければ、大変お話は早いです。

モデルプラン認定にむけて、 締め切りがせまっています。

東京都、飼い主のいない猫との共生モデルプランでは、現在までに6ケースが認定されています。

それ以外にも、すでに活動を行っている地域で、モデルケース認定のための「段取り整備」に入っているボランティアさんが4人になりました。これあと4カ所は決定可能な筈です。

簡単に段取りを説明しますと、1.不妊・去勢手術 2.工サやりさん、餌場、トイレの確認 ここまででは、皆さんすでに終了済みの方が多いですが、肝心なのはその次の段階です。

3.町会長、自治会長の賛同を得る。

一見、困難なようにも感じられますが、そうでもありません。町会にいらっしゃる環境委員、保健委員、また父母会のお知り合いなど、どなたかお話しやすい方にまずご説明をします。そしてその方から町会長につないでいただく訳です。もちろん直接会長さんにお話できればそれは早いです。

同時に糞、餌場の苦情など、事前に調べ、ある程度手を打っておくことが大切です。

ここまでたどり着けばほぼ成功も同然です。是非、モデルケースを目指したい、という方はどうぞねこだすけ本部まで、お気軽にご相談ください。

クロスレポーティング のバリエーション

HSUS（アメリカの保護団体）のクロスレポーティング（各担当機関との情報交換）を、数年前から広報していますが、日本ではまだ別に応用展開した連携、情報交換パターンも必要と思います。※クロスレポーティングのダウンロードホームページのもくじは…

http://www.nekodasuke.net/fact_pfindex.html

最近、特によく耳にするのは……、「一人暮らしのお年寄りが猫を残して入院し、退院の予定なし、または死去。残った猫を何とかして欲しい……」こういう場合、もっと早めに手を打っておけば解決も図れた筈です。

民生委員、行政福祉担当者、動物行政担当者、動物愛護団体、またはボランティアが互いに情報交換をし、いざという場合に備えて不妊手術、里親探しなどを早め早めに行っていくことがこれからの大変な、そして急を要する課題と考えられます。

ますます高齢化していく社会に照らし合わせ、動物の多頭飼育を含み、事前の防止策を用意しておく必要性を、深く感じます。



平成12年に改正された動物の愛護及び管理に関する法律にもとづいて、各自治体では県の他、市區町村でも条例の制定計画が盛んです。

自治体は法律に従って、地域行政を実行しています。法律の範囲で行いにくいことがらがみられた際に、もととなる法律の精神や規則に従って、地域の自治体は独自の条例を作ることができます。

ことさら条例を制定しなくとも、既にある法律によって、自治体が実行できる措置もたくさんあります。また、もととなる法律の中で、法の精神だけを定め、具体的なことがらを、自治体の条例で定めるように促されている事項もあります。

市民の声を受け止めた議会などから、独自のペット条例を制定して「ドッグラン」の地域をつくり出そう、とする働きかけが数年前に起こった都市があります。しかし、特に条例がなくても、公園などの公共施設でドッグランのできることが分かり、今は実験的に行われ始めています。条例を制定しなくとも、実行できたことがらの例です。

主に狂犬病予防対策を行う目的で、ねこの捕獲駆除ガイドラインを動物愛護管理法が施行される以前に文書化し、現在でも継続している市区町村単位の地域行政が、残念なことですがまだあります。この実施ガイドラインは、もととなる法律が変わっているため、見直しを試みる動きも見え始めています。しかし、法の精神を尊び、適切な改善案を実行しようと努める地域行政は、まだまだ多くありません。

時代が経過し、既に実行されているガイドラインが、法の精神からかけはなれてしまった例です。

動物取扱業の扱う愛護動物の、飼養や保管に関する行いが適切と判断されない事態に巡り会う恐れを強く感じた地方の自治体は、まえもって悪い状態を防ぐ方法として、愛護動物飼養頭数制限区域を条例で定めました。この条例の項目そのものはもとになる法律に添うものといわれています。しかし、条例に記載される文書から、規制対象の愛護動物の範囲を、動物取扱業の扱う動物だけに限ることが困難なこともあります、法と条例の整合性に疑問が投げかけられることになりました。

どのような条例が必要なのか?という地域行政担当や議員などからの問い合わせに対して作成された、条例制定草案がホームページに掲載されています。

条例って、なに?

*この頁は、AWN連絡会、メールマガジンどうぶつネットニュースと連携しています。
<http://www.dobutu.net>

似通ったケースでは、不適切に多くの頭数を飼い増やす飼い主の抑止対策に、規定飼養頭数を超えたときの届出を定めた地方の条例もできました。

広い意味の愛護動物を、法令の中で産業動物、実験動物、畜産動物、展示動物、家庭動物、抑留動物、致死処分対象動物、動物取扱業の動物などと、その都度動物のおかれる立場に従って、人のために働き、人の手から手に渡る事態に、見えにくく線引きをしてしまったことが、地域行政の実行施策を著しく混乱させた例です。

捨て犬ねこ犯罪や、愛護動物殺傷犯罪のほか、動物の不適切な飼養や保管、引取申請される多くの動物に胸をいためた地方の議員が、動物の条例を整えようとしたしました。この地域では既に狂犬病予防対策でつくられていた畜犬掃討条例などとも呼ばれるものがありました。動物愛護条例を新たに制定しながら、古くからの畜犬掃討条例やねこの捕獲要綱などを、動物と人との共生に心配りをした、適切な姿で一本化しようとする動きは起こっていますが、容易な作業ではありません。

最近、大きな話題となった、人のために働く動物が、生物多様性をおびやかす恐れを防ぐ対策や、人工的な繁殖作業が原因となって、発症臨床例が数十も報告されているねこエイズなどの動物間感染症の新種を、もはやこれ以上発生させないための対策、動物間の近親交配が原因でおこる、動物疾病障害や生体劣化退化対策、人にも及ぼす動物由来感染症の対策、人の生活環境に生きる動物と移入動物の対策、自然環境と動物の対策など、ペットは単なる愛玩物ではないともいわれるよう、人の生活環境や自然環境と、遠い将来を考えあわせた条例制定計画が求められています。

法の精神は、「動物は、人の命ではないものの、やはり命あるもの」であり、単に「人が有体物として、なんらかの価値」を与えた「モノ」ではないことにかんがみています。

動物愛護文化の先進といわれる海外の諸国でも、人のために働く動物のみだりな発生が原因となって、その動物にとって幸せいっぱいの一生涯を、法律という威圧的な手段で、どの範囲まで抑えることが公益性といえるのか?が、大きな課題といわれています。

山梨県都留市多頭数飼育崩壊環境について、動物の愛護及び管理に関する法律に従う、勧告・命令以後の執行が、平成14年4月22日(期間55日)の期限が過ぎても行われない事態、及び、新たな条例の制定に係わる案件についての要請活動が、管轄行政に対して行われています。

都留市多頭数飼育者への行政措置: 知事への要望書
<http://www2u.biglobe.ne.jp/~ma-guro/tensi/rinji/kougi.html>

要望書送付に至るまでの経緯
<http://www2u.biglobe.ne.jp/~ma-guro/tensi/rinji/keii.html>

「餌やり禁止」に、頻繁に遭遇しますが、「餌やり禁止」で野良猫問題が解決した事例を聞きます。

「餌やり禁止」が表明される際には、ねこに手を差し伸べているどなたかが必ずいます。

このどなたかと、地域ねこ計画についての相互理解を図ることが求められます。その第一歩は、ねこが愛護動物であることと、駆除対象の狩猟鳥獣にはならないことの解説。つけ加えて、捨てねこ犯罪抑止対策や、飼い主などに対する野良猫発生の抑止措置を怠った、行政不作為の解説と、これ以上増えないための繁殖コントロールの推進です。環境省も、今後は駆除という言葉の使用を控えるようです。

多頭飼育を制限する条例などの動きも活発になっています折から、「野良猫をお家に連れ込みなさい」などの指導は適切ではありません。野良猫をお家に連れ込むことを強要することにより、個人の生活や財産権を侵してしまいます。

よそに捨てると遺棄犯罪ですし、狂犬病の恐れない場合のねこは、狂犬病予防法上の、捕獲抑留致死処分の対象外です。

外ねこには、雌雄を別々にする繁殖コントロールも不向きですから、管轄行政でも繁殖制限手術を

有効とするより他に方法が見つかっていません。餌やり禁止の措置では、事態の解決にならないこと、解決の方法として、繁殖制限手術が有効とされていることの相互理解を深めて実行する努力が大切になっています。
※この頁は、ねこだすけホームページと連携しています。
<http://www.nekodasuke.net>

無効な「餌やり禁止」措置に変わる有効な対策を、管轄の土地を管理する組織などと協働で行うために、「お互いのお話し合い」の場をセッティングする目的のサンプルレターが下記です。

該当の地域を管轄する行政の、愛護動物担当官とは、前もって充分な相互理解を深めておくことが、前提条件として重要になります。

サンプルレターは、給餌禁止が有効な措置に至らない理由を伝える目的のものですから、それならどうすれば解決に向かえるのか?という事については、ねこに思いを寄せる住民有志の努力も欠かせません。

該当地域の餌やりさんや、指導的な立場の管轄行政官、土地を管理する法人組織などと情報交換に努め、互いに協力しあいながら、事態の改善をはかる試みが、ボランティアグループに相談をあおぎながら、あるいはねこに思いを寄せる個人の地道な努力によって実行されています。

「ねこへの給餌禁止措置の件」 □□法人〇〇〇〇〇様

□□法人〇〇〇〇〇様の記名で、ねこへの給餌禁止措置が掲出物等に表明されております。次に記す理由などにより、ねこへの給餌禁止が有効な措置に至らない事実をうけ、事態の解決を図るものであります。

記

昭和48年に動管法(平成12年・動物の愛護及び管理に関する法律と改称、係る都道府県条例等と合わせて、以下法とします。)が施行されて以来、所有者の有無に係わらずねこは愛護動物とされています。

同法では、動物取扱業やその他の各種産業等に供される動物に係る責務及び罰則のほか、飼い主の責務及び罰則等が規則されています。

同法による、愛護動物に対する主な責務及び罰則は、1.愛護動物の適正な終生飼養 2.繁殖し、適正な終生飼養が行えない場合の繁殖制限 3.遺棄は犯罪 4.殺傷は犯罪 5.衰弱させる等の虐待は犯罪、などやそのほか、やむを得ず譲るより他に方法が見当たらない場合に限り、飼い主等の責務において、適正に終生飼養が可能な飼い主を探すことなどです。

上記は昭和48年より、国を始め各地方自治体等が法の普及啓発に努め、実行及び執行がなされるものとされ、自然環境の保全における生物多様性の危険を抑止するとともに、愛護動物から人への侵害を防ぎ、みだりに徘徊する愛護動物を発生させない目的を併せ持つものです。これら抑止及び防止対策措置等の実行や執行の不備から、徘徊する愛護動物が発生する際には行政不作為に起因する改善措置が行われます。

危険動物や特定動物を除く愛護動物中、犬に限り、別途狂犬病予防法に基づく登録制度と係る罰則等が規則されており、所有者が容易に特定されることにおいて、ねこやそのほかの愛護動物の保管等に係わる処遇に相違が生じます。

人の住環境のねこは、生物多様性に係わる狩猟鳥獣に該当しないため、駆除を目的とする遺棄行為に罰則が適用され、同様に致死処分を目的にする捕獲行為に於いて、その態様等により懲役刑を含む殺傷犯罪とも判断されます。

地方自治体などに引き取り申請される愛護動物は、飼い主の万事やむを得ず、他に方法がみあたらない事由により、新たな飼い主が見つからなかった場合に限り、緊急避難的な場合の引き取りに応じるものであり、引き取った地方自治体等は動物の飼養の継続に努めることとされているため、駆除や致死処分を目的にする引き取りには応じられず、万が一引き取りに応じた場合には法を超えた措置とされます。

既に徘徊している愛護動物等はその生態や習性等により、テリトリーを定めるため、人の生活環境や生活廃棄物、生息する生物などからも餌を求める、テリトリーを守ります。給餌禁止が有効な措置に至らない事由です。

上記などは、徘徊する愛護動物の駆除措置が行えない根拠の一部であるため、同法の精神や基本原則により、動物が命あるものであることに鑑み、人との共生に配慮されることをうけて、地方自治体等では警察や地域住民などと協働し、飼い主に対する遺棄違反対策を始め、殺傷違反対策、繁殖制限や適正な終生飼養などの実行や普及啓発に努めるものとされます。

以上などより、公益性に配慮され社会貢献を担う法人組織等に於かれましては、給餌禁止や駆除に代わり、同法の精神を尊ぶ適切な事態の解決方法が図れるものです。

ねこへの給餌禁止措置が表明された地域に於いて、給餌禁止や駆除に代わり、行政や住民と協働し、事態の改善に向けて対処する措置等については、当該地域に於いて専門的な知識を有する者等より、改めてご連絡させていただきます。以上

みみピアスの効用（地域ねこ）

みみピアスは地域の野良猫問題に深い理解を示す獣医師さんと、地域のねこの擁護を心から願う市民が協同で考え出したもので、地域ねこ計画が行われているエリアのねこに装着されています。

みみピアスの第一番目の役割は、多数頭のねこがテリトリーとしている限られた地域（ねこにとっての自然環境・人には生活環境）の中で、ねこたちが人によって適切に愛護されていることの目印です。

近年になって明らかになり始めたように、野良猫問題は人の生活環境の保全という極めて困難な問題を併せ持っています。このことは、国から発表された生物多様化国家戦略に含まれる移入動物抑止問題とも関連して取り沙汰され、動物の駆除か保護かという法律論争にまで及んでいます。

自然環境や生活環境の保全を妨げないために、野生動物や愛護動物と、どのように人が係わっていこうとするものなのかを、国民は問い合わせられています。

自然環境や生活環境の中で、人は既に動物の生態を妨げてしまっています。動物の中には長い歴史をたどりながら、人の生活環境に溶けこんでいる動物がいます。人と身近な関係で暮すことになった犬やねこのほか、家畜と呼ばれる動物、競争馬や遊園牧場などの例にみられる多彩な産業用や展示用の動物など、生活環境に溶けこんで人のために働いている動物のカテゴリーは多岐に渡っています。

各々の動物の生態や本能、生理、習性を充分に理解することができたとしても、すべての動物やねこが本来生息し、動物やねこにとって最も好ましい自然環境を、現代社会に暮らす私たちの手で取り戻すことは現実問題として不可能です。

人と人が人のための環境作りに努力を惜しまない歴史が続く限り、外で暮しているねこに対して、自然のままの姿で最も好ましい動物擁護の手段を、人の生活環境の中で人が行なうことは極めて難しくなっています。

ねこの立ち入りを禁止する公共の建物や地域があります。ねこへの給餌禁止を打ち出す地域があります。人の生活環境で暮すねこを殺し傷つける人がいます。法を超えた疑いのある措置にも係わらず、ねこの駆除を実行する自治体がなくなりません。

このように、人が人のために作り上げた人の生活環境の中では、ねこの生態や生理、習性を尊重し自然に近い姿で完璧に擁護することを望む人々は少なくないものの、社会生活の現実に直面した際に、表面だってねこを擁護することの道理を問われてしまうこともたびたびです。

近代になり、人のために働くことになってしまった動物をその生態に配慮した上で、自然に近いままで完璧に擁護することは不可能に近い願いであることがわかり始めました。愛玩動物というカテゴリーの動物は値段を付けて売買されることからも、動物の命の尊厳の完璧な擁護が不可能に近いことの理由の一端をうかがい知ることができます。

一度値段の付いてしまった動物を、本来の環境や生態に戻すことができない代りに、動物の福祉という方法が考えられました。愛玩動物を初めとする、人の生活環境の中で人のために働く動物の命の尊厳を人々が認めることを求めた、動物の福祉という考え方です。

人の生活環境で暮す動物やねこを、自然に近い生態のままで擁護することは困難であるとしても、法律の上で命あるものであるうたわれた、ねこの福祉という理念は受け入れられ易くなりました。

動物福祉の理念を実行するためには、人の生活環境で定められ、すべての人が守らなければならない約束ごとにそって、だれでも行動することができる方法を考え出す必要があります。人のために人が定めた法律を上手に用いて、ねこの擁護や福祉の実行に役立てようとする考え方です。

法律を用いてねこの擁護や福祉の実行を図る方法は、動物の愛護或いは保護及び管理などという言葉で書かれた法律で施行されています。法の精神にのっとり、各地方自治体の愛護動物管轄行政は、動物愛護の執行措置を計画することができます。

人が作り上げた人のための生活環境の中で、お外暮らしをするすべてのねこの生態や習性などを考え、自然のままの命の尊厳を完璧に擁護することは極めて困難でした。しかし、人の理念にそった動物福祉という考えを実行する方法は、法治国家の遵法という原則からも見い出しが出来ました。動物の愛護及び管理という方法です。

ねこには狭い範囲をテリトリーにする生態があります。犬と異なり、人にも服従する集団行動の性質がねこにはありませんが、多数頭でも同じテリトリーで暮しています。このようなねこの生態を利用しながら、限られた地域の中でねこを適切に愛護管理する方法が地域ねこ計画といわれています。

地域ねこ計画は、動物駆除や排除の考え方方に代わり、ねこの命の尊厳を擁護しながら、人に対するねこからの侵害を防ぐ目的も併せ持つ手段であることから、地域行政でも動物愛護の遵法措置として取り入れ始めています。

ねこ自身の行動からでは、狭い範囲の地域でねこが適切に愛護管理されているという事実を多くの人々に表明することができません。遵法の精神を尊んだ、人と動物との共生ということの実行を、何らかの方法で表明することが必要になりました。

人々の努力によってねこの命の尊厳が認められ、人の共存に配慮されることなどが地域の住民にも周知徹底されているねこには、地域に認められたねこであることの表明としての様々な方法の目印が、ねこ自身に表示されています。

首輪、耳カット、糸リボン、入れ墨、マイクロチップ、着色、毛を剃るなどの方法が取り入れられ、みみピアスもその方法の一つです。それぞれの方法には一長一短がありますが、ねこの擁護を思い、福祉を尊び、愛護管理を適切に実行する際には欠かすことのできないポイントです。

ねこからの侵害を訴える立場の住民を避けながら、密かにねこの擁護を企てざるを得ない状況も数多く見られますが、ねこからの侵害を訴える立場の住民と相互に理解を深め、管轄行政などとも協働して行われる地域ねこ計画ではみみピアスを公認している自治体もあります。

尚、外暮らしのねこが適切に愛護管理されていることが外見から判別できる表示と、飼いねこなどの逸走対策などで用いられる飼い主名入りの首輪やマイクロチップなどとは利用目的も異なっています。

【参考】みみピアスならではの効用と課題

- 外にいるねこが狩猟鳥獣（鳥獣保護法で定める駆除対象動物）になり得ないことの表明。
- 飼いねこには装着しないので、外出自由の飼いねこではないことがわかる。
- 原則として地域ねこ計画の実行が該当地域に広報されるので、ねこに感心の少ない住民などに対する告知に際し、可愛らしいなどの効果もあって周知徹底が容易。
- みみピアスの装着当初は、繁殖制限手術が終わったことの外見からの目印としても併用されます。また地域ねこ計画の実行は該当地域に公表され、地域のねこすべての生態が終生に渡り掌握されるため、該当のねこに終生に渡り装着されている必要もありません。
- みみピアスは極めて小さなビーズなどを糸状のもので結び付けた細工が容易とはいえないでの、熟練した獣医師からの情報交換や装着技術開発が続けられています。

◆ 1つか所や2つか所ではありません。ねこの多頭飼育者対策。都市部で暑さ老紳士宅とおつきいが始まって抜け〇〇年。全国にねこの多頭飼育者があります。広く公開されて救済応援が求められるケースもありますが、知れずにようにか解決しているケンスもあります。いづれの多頭飼育者対策でも、その前に話し合うのは一地域行政との

しかし、遺棄違反法等の保管方法などを、地域行政とともに相互に連係して、適切なものがどの道のりになかなか厳しいものがあります。（※同じく、ホームベジQ&Aコーナーに対処方法があります。）

◆飼い続けられない仔ねこを産ませては：、「どうか拾つてください」などと書き添えて玄関口に捨てる飼い主がいます。関係者一同を代表して、ヘルパーが警察へ相談に。その後、関係者もとへ警察本署から聴取に数名が訪問されました。「動管法遺棄違反の情報告示看板を掲出したらしいのでしょ。元地元局の110番と警察署名を記載」などのご指導をいたたきました。

県の愛護動物に担当者さんと、同じく県管轄下におられる市の担当者さんとも、誠心誠意お話しをさせさせていたいたい結果、即日、「役所が保持する法定狩猟具の捕獲罠を住民に貸与し、野良猫を捕獲駆除する行為は、法に触れる恐れが高い」との中止理由が、地元の地域ねこ計画へルパーさんへ伝されました。

ならば、住民からの苦情が高いといわれた野良猫対策はどうするのか?やはり地域ねこ計画の実行よりはかに妙案がないもやうです。

※ねこだけホームページ、Q&Aコーナーに「野良猫の駆除計画中止事例」があります。

<http://www.nekodasuke.net>

ホリムページの
き・ま・ま・日・記

੫

◆一番多い相談ファックスは、手術のための保護のやりかたです。「市販のケージでやっているけどもう少し専門的な知識を得たい」などの方々が多くいます。

ねこの生態や性質や生理を充分に理解している際には市販のケージも使えますが、ねこにも人にも大きな怪我の危険をさけるためには、専門的な技術も必要のようです。

保護方法の図解も利用して説明していますが、ますその前に、殺傷や衰弱虐待にならないようになります。大切さを、しつこくお伝えしてい

それでも万障繰り合わせてお手伝いに出動決定の際には、将来までを考慮した、都のモデル認定への参入計画があるかないかもヘルパー申請では話題になります。なるべく皆さまご自身で、できる範囲で無理のないことをお願いする電話相談と、保育用具の貸し出しは頻繁です。

◆着信コールが続いても、とても対応できませんから、一内密ですが、携帯番号をうつかり知らせたヘルパーさん、番号が知れ渡り、ひつぱりなしに身の保護依頼。自分が担当する地域ねこエリアをさることがながら、保護への出動が遅れます。日深夜に及びます。保護の前にえさはやらないでく、がなかなか守られません。尚、出動要請に迅速に対応ができる組織的な体制は残念ですが、

「協働」です。乱暴に言い換えると管轄行政に、そのような事態を発生させてしまつた「行政不作為」を改善していくためだくことと、安易な致死処置などの法を超える恐れのある措置の実行阻止です。

関連行政相互の間で情報交換ができるよう、疑義教示依頼文書の作成から始まり、署名様や嘆願書などの作成も、ヘルパーの日常的な作業ですが、こちらの作業は地味で見えにくい活動です。

福を招く猫展…、
に招かれて!!



新年1月7日から大阪・朝日新聞大阪本社、アサヒコムホールで開催された猫のギャラリー展・猫美術工芸関連の総合展のパネル展示ほかで参加させていただきました。イベント企画主催者(大阪いゆめいろミュージアム)より、チヤリティのご寄付をいただきました。

特定非営利活動法人ねこだすけの事業報告書等を提出しましたので概略を記します。
(特定非営利活動促進法及び条例等の規定に基づく、平成13年10月から平成14年9月までの事業報告書等)

●特定非営利活動に係わる事業

命ある動物と人との共生に配慮されるまちづくり事業の一環とした、地域ねこ計画事業及び東京都が施策とする飼い主のいない猫との共生モデルプランなどへの参画・協働事業。

動物擁護や福祉に関する啓発広報を、命ある動物と人との共生に配慮される普及啓発事業の一環とした地域ねこ計画の普及事業ほか。

● 二期駆逐艦建造はされず

●当期収益事業はありません。

資産の部合計	流动資産	現金預金	74,209. (円)
負債の部合計	流动負債	短期借入金	480,800.
正味財産の部合計	基本金		0.
負債及び正味財産合計			△406,591.

合計収支計算書

収入の部合計	3,822,705.
支出の部合計	3,871,768.
前期繰越収支差額	△433,358.
次期繰越収支差額	△482,421

収入の部科目	
会費収入	2,628,000.
寄付金等収入	1,194,698.
その他収入	7.
当期収支差額	△49,062.

支出の部科目 事業費 1,500,440.
印刷製作広報費等含む
管理費 2,371,328

厚生福利費 旅費交通費 消耗品費 通信費 光熱水費 會議交際費 支払手数料 運搬費 獣医療費 新聞図書 地代賃租税公課 雜費

※当期報酬を受けた役員、社員、ボランティア他の従事者はいません。

動物保護目的の地域ごとに計画に限り保持できるキャット・プロテクションケージ(トラップケージ)の頒布について…

持ち運び中の破損などをさけるため、補強した改良タイプに仕様を変更しました。従来よりは迅速にお届けできるようになりました。

●頒布お申込みの規定書式請求は、地域ごとに計画グループ名などを記入の上
Fax 03-3350-6440 まで。

Animal Protection League

●貸し出し期間1か月以内は
従来通り無料（送料はご負担い
ただきます。ねこだすけから登
送時は着払・返却時元払）
●1か月を超える2週間単位
で、会員向け貸し出し費用200
00円。（※一般、3000円）。
但し、同時入会の際は会員扱い）

わこたをすいても不足分を補充し出しを希望される皆さまもお心に追加配備を心でていますが、貸暮らしのねこが相手の保護作業のために、長期に渡る場合が多くなり新規の貸し出しあ申しだみに速やかな対応が難しくなっています。このため、従来より無料で行っていた用具の貸し出しきを次の要領にて継続させていただくことになりました。ご理解とご協力をおりました。

地域ねこ計画の推進や、動物愛護活動の目的に限つてお使いいたしました。だけることを目的にプリテクシングケージ（トラップケージ・直輸入保護用かご）の貸し出しを無料で行つてきました。ねこの保護活動の広がりに従い持ち約110台の使い回し用を手で行つてきました。また、動物愛護に理解のある筆者一家の任意団体に協力を求めましたが、ねこだけ窓口に頒布申込み受け規約定書式で申し込んでも、協力団体より直接お買入れ限り、お届け先の確認作業を行つていいです。

お知らせとお願
い



イベント会場で、ボランティアさんと展示設営中!!

ねこだすけは動物と共生のできるまちづくりを目指します。1年間に100万匹以上ものねこが不幸に死んでいます。少しの手助けで不幸に死んでいくねこを少なくています。

ボランティアさんやメンバーがそれぞれの立場で、ねこや動物に対して今できることをできる範囲で行い、次の世代が引き継いでくれることを願っています。ご自宅やお勤め先、ご近所などでねこや動物に心を動かされている皆さんにご参加をいたください。

ねこだすけは動物と共生のできるまちづくりを目指します。1年間に100万匹以上ものねこが不幸に死んでいます。少しの手助けで不幸に死んでいくねこを少なくています。

パンフレットをお知らせください。

ねこだすけへのお誘い いのちにやさしいまちづくり 人と動物と、すてきな共生・・・

小さな声を大きく強く!! 地域ねこネットワーク!!

ご支援、ご賛同をいただきますと…

ねこだすけニュースをお届けします。動物の擁護や福祉の普及啓発広報事業などをお知らせします。

会員種別	年会費	摘要／資格
A ジュニアパートナー	1,000円	高校生以下
B パートナー 3	3,000円	個人
C パートナー 5	5,000円	個人
D パートナー 7	7,000円	個人
E サポーター	10,000円以上	個人
F スポンサー	5,000円以上	法人・団体
G ご寄付	1,000円以上	年会費を除く随時

※NPO制度の構成員(例:会社などの社員に当たる)を正会員といい、A~Fはいづれも賛助会員です。種別は会費のご負担額をお選びいただることを目的にしており、次年度より変更できます。

**※地域ねこ計画エリアが拡がっています。
どうぞ対策費カンパのご寄付をお願いいたします。**

スポンサー 法人、団体、篤志企業家の皆さんにご寄付、支援品、催事などへの協賛をお願いいたします。

電話03-3350-6440はFax併用です。スタッフシフトが不定期のため、ご相談日を除きファックス番号をご案内しています。お手数ですが、お名前・〒ご住所・お電話番号・できれば自動受信のFax番号・お問い合わせ内容の概略をご記入の上ファクシミリ送信をお願いいたします。折り返しのご連絡には時間がかかる場合もありますが悪しからずご容赦ください。(※メールでのご相談受付シフトは整っていません。)

活動



地域ねこ計画の実行やねこの保護救済活動以外の主な活動内容

- 個人シェルターの運営支援
- 動物の法律の普及啓発や改正要請と実行や執行の推進
- 全国の愛護動物行政に対する改善実行要請や請願
- 不適切な条例や慣習による違法措置などの改善要請
- 緊急災害時の動物救済支援
- 不適切に飼養される動物の救済や改善要請
- 動物愛護の普及啓発イベント
- 動物ネットワークの推進
- 地域ねこ計画学習会など

ねこだすけの事務局や支部は地域ねこ計画活動や、ねこの擁護・保護活動を進めやすくするネットワークです。※ジュニアパートナーを除き参加できます。

動物愛護管理法・普及啓発シール、販売中。(のりづけ加工はありません。)

大きさ

横約13cm・たて約11cm

フルカラー・ポスター用紙印刷のり付け加工はありません。
1枚は、はがき程度の大きさ。

6種セット1組(6枚入)
価格200円+郵送料

※恐れ入りますが、別途送付
郵送料をご負担ください。

郵便振替の他切手代用できます。
郵便口座はこの頁右中段ねこだすけ
通信欄に「シール代金」と明記。
切手代用は同上住所ねこだすけ
「シール代・切手」と明記。



両面テープなどを利用すると、張り付けて掲示できます。
赤と青を基調としたイラストフルカラーです。

インターネットホームページからカラーブリントができます。
※以下のURLから、pdf形式ファイルにリンク。
http://www.nekodasuke.net/fact_pfindex.html

●販売益金が発生したときはねこの保護活動に充てます。
どうぞお買い求めにご協力を願いいたします。